

(寒冷地手当)

第二十四条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において次に掲げる地域に在勤する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する。

一 秋田県

二 前号に掲げる地域以外の地域のうち寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる地域との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める地域

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯		その他の職員
	世帯主である職員	世帯主でない職員	
秋田県	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円
前項第二号に掲げる地域	二六、三八〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	一四、五八〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	一〇、三四〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額

3 前二項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定及び次項から附則第五項までの規定は、平成十六年十一月一日から適用する。
(経過措置)

3 この項から附則第五項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の条例 この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例をいう。

二 改正後の条例 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例をいう。

三 経過措置対象職員 平成十六年十月八日(以下「旧基準日」という。)から引き続き寒冷地(改正後の条例第二十四条第一項各号に掲げる地域をいう。以下同じ。)に在勤する職員(改正後の条例第六条第十一项に規定する再任用職員を除く。)をいう。

四 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の条例第二十四条第三項に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。)のうち、同項の規定を適用したとしたならば算出される基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

五 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第二十四条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして改正前の条例第二十四条第二項及び第三項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

4 基準日(その属する月が平成十九年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者(教育委員会規則で定める者を除く。)に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の条例第二十四条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六、〇〇〇円
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一〇、〇〇〇円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一四、〇〇〇円

5 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者であった者が旧基準日の翌日以降に引き続き新たに職員となり寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第二十四条の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(教育委員会規則への委任)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十一号

秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例

(秋田県警察組織条例の一部改正)

第一条 秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

「潟上市のうち

別表秋田県五城目警察署の項中「南秋田郡のうち」を 昭和、飯田川 に改め、「、昭和町」及び「、飯田川町」を削り、同表秋田県男鹿警察署

南秋田郡のうち」

「潟上市のうち

の項中 「南秋田郡のうち」を 天王 に改め、同表秋田県秋田警察署の項中「河辺郡」を削る。

天王町、若美町」

南秋田郡若美町」

第二条 秋田県警察組織条例の一部を次のように改正する。

「潟上市のうち

別表秋田県五城目警察署の項中

昭和、飯田川」を「潟上市」に改め、同表秋田県男鹿警察署の項中

「潟上市のうち」を削る。

(秋田県警察組織条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県秋田警察署の項の改正規定中「河辺郡」を削る。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中秋田県警察組織条例別表秋田県秋田警察署の項の改正規定及び第三条の規定 平成十七年一月十一日

二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成十七年三月二十二日

三 第二条及び次項の規定 平成十七年四月一日

2 平成十七年四月一日前において、秋田県男鹿警察署長がした処分その他の行為又は秋田県男鹿警察署長に対してされた申請その他の行為(潟上市のうち天王の区域に係るものに限る。)は、秋田県五城目警察署長がした処分その他の行為又は秋田県五城目警察署長に対してされた申請その他の行為とみなす。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県条例第八十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第三号の表中「の地域」を「の区域」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表（四を除く。）に掲げる行政区画、郡又は町の区域内の字の名称による区域は、平成十六年四月一日においてそれらの名称による区域として定められていた区域とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十三号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「職員のうち、管理者が定める日（以下この条において「基準日」という。）を「毎年十一月から翌年三月までの各月の初日」に改め、同項後段及び同条第二項を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十四号

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく秋田県議会議員の選挙区の特例)

第一条 平成十七年一月十一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定による申請が平成十七年三月三十一日までに行われたものに限る。)により郡市の区域の変更を生ずる場合における秋田県議会議員(以下「議員」という。)の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十五条第一項の規定又は同法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十五条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から同日前の直近の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日(平成十七年一月十一日から平成十九年三月二十九日までの間に一般選挙が行われた場合にあつては、その最初の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日)までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

(市町村の合併の特例等に関する法律の規定に基づく秋田県議会議員の選挙区の特例)

第二条 平成十七年四月一日以後に行われる市町村の合併(地方自治法第七条第一項の規定による申請が平成十七年四月一日以後に行われたものに限る。)により郡市の区域の変更を生ずる場合における議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二十一条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から同日前の直近の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日(平成十七年四月一日から平成十九年三月二十九日までの間に一般選挙が行われた場合にあつては、その最初の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日)までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十七年一月十一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十五号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第十四条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766000
FAX(082)8766005
E-mail:natsubara@natsubaranatsus.co.jp



古紙配合率100%